

長野県PRキャラクター「アルクマ」

使用マニュアル



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

目次

- 1. はじめに P2
- 2. 申請手続きについて P3
- 3. デザインについて P7
- 4. 食品への使用について P9
- 5. Q&A P9



長野県PRキャラクター「アルクマ」プロフィール

- 信州に出没する、大変珍しいクマ。
- クマなのに寒がりで、いつも頭にかぶりもの。
- クマなのに旅好きで、いつも背中にリュックサック。
- 信州をクマなく歩きまわり、信州の魅力を世の中にクマなく広めるのが生きがい。

出身	信州・日本アルプスのどこか	短所	寒がり	性別	?
趣味	信州旅行、かぶりもの収集	年齢	?	特技	信州のお国自慢
身長	リンゴの木の半分くらい	好き	山、そば、りんご	体重	リンゴ70個分くらい
苦手	海、もずく	長所	行動的なこと	座右の銘	未知を歩こう。信州

1. はじめに

長野県PRキャラクター「アルクマ」(※以下「アルクマ」といいます)は

1. 長野県のPR
 2. 長野県の振興
 3. 長野県産品の振興・販路拡大
- を目的としたキャラクターです。



「アルクマ」のイラストや写真、動画などを使用する際には、事前に長野県に申請し、許諾を得ることが必要です。

- ・「アルクマ」は長野県で商標登録をしているため、無断で使用することはできません。
- ・「アルクマ」は無料でご使用いただけます。ご使用の際は規程をご確認ください。

● 公益目的(非営利)の使用について

以下に該当する場合はご使用いただけません。

- ・長野県または「アルクマ」のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。
- ・法令、公序良俗に反すると認められるとき。
- ・特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められるとき。
- ・第三者の利益を害すると認められるとき。
- ・「アルクマ」の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- ・8ページの「不適当な使用方法」に該当するとき。
- ・日本国内に所在地がないとき。
- ・その他知事が「アルクマ」の使用について不適当と認めるとき。

公益目的(非営利)使用の特例

次のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、県の承認を得なくてもイラストを使用することができます。

- ① 県が使用するとき
- ② 県内市町村が使用するとき
- ③ 県や県内市町村が構成員となっている団体などが使用するとき
- ④ 県内の学校が教育の目的で使用するとき
- ⑤ 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- ⑥ 県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用するとき

※「長野県PRキャラクター『アルクマ』」と「©長野県アルクマ」の表記は必要です。(⇒5ページ)

※加工可能バリエーションを使用する場合は申請が必要です。

● 営利目的の使用について

公益目的(非営利)の使用条件に加えて、下記の条件を満たせば使用できます。

- ・特定の企業や商品を推奨するものでないこと。(⇒8ページ)
- ・商品などに使用することによって県のPRや振興につながること。

※売上状況の報告をもとめる場合がございます。予めご了承ください。

2. 申請手続きについて

- 「アルクマ」を使用する際には、事前に長野県に申請し、許諾を得ることが必要です。
- 申請には、下記の書類等が必要です。



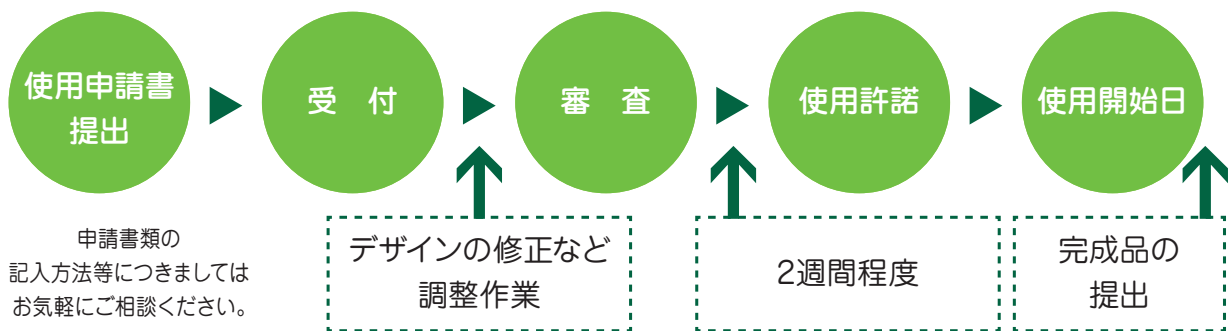
①	使用申請書 ※長野県ホームページから様式第1号をダウンロードしてください	②	企画の概要書(任意書式)
③	対象物の見本	④	会社または団体の概要書 ※パンフレットなど事業内容がわかるもの

● 申請書等の提出先・受付後の流れ

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県観光スポーツ部観光誘客課宛
※郵送の場合は、封筒に「アルクマ」使用申請書在中とご記入ください。

受付後の審査に2週間程度時間がかかります。

※修正等が必要な場合は、2週間以上かかることがあります。



● 使用に当たっての留意事項

① 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、長野県は一切の責任を負いません。

② 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。

③ 使用許諾は、長野県が著作権を有する「アルクマ」のイラストを使用することを許可するものであり、使用許諾を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者同様の申請を妨げるものではありません。

● 完成品は、現物を「申請書等の提出先」へ郵送・持参してください。

商品等の場合は、完成品を提出してください。(提出が困難なものについては写真)

ホームページや広告の場合は、印刷したもの等を提出してください。

● 使用期間は最大2年間です。期間満了後の在庫も販売は可能です。

2年を超えて使用する際は継続の申請が必要です

許諾期間満了後において、商品等の在庫が残っているときは、

当初の許可内容(使用品の名称、販売小売価格・製造予定数)を変更しない限り、

改めての申請は不要で、許諾期間満了後も在庫がなくなるまで販売いただけます。



2. 申請手続きについて

① 申請書の記入例

様式第1号

長野県PRキャラクター「アルクマ」使用申請書

年 月 日

長野県知事 様

申請者 所在地
団体名
代表者

長野県PRキャラクター「アルクマ」使用マニュアルを了承の上、
下記のとおり長野県PRキャラクター「アルクマ」を使用したいので申請します。

記		
使用申請の対象物の名称 (商品名等)	アルクマキーホルダー ← 使用する商品名を記入してください。 申請は商品ごとにおこなってください。 例:アルクマクッキー、信州みそ ※商品名に「アルクマ」の名称を使用するか 否かを確認します。	
使用申請の対象物の種別	<input type="checkbox"/> 公益目的（非営利）での使用 <input checked="" type="checkbox"/> 商品への利用（食品以外） <input type="checkbox"/> 商品への利用（食品） <input type="checkbox"/> 商品以外への利用（広告、販促ツール、配布物等）	
使用期間	<input checked="" type="checkbox"/> 使用許諾の日から2年間 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
対象物の詳細	カラー／サイズ	本体：H30×W12 ストラップ：H50
	単価（税込単価）	500円（550円）
	数量	3,000個 ← 数量は、使用期間中の 販売予定数を 記入してください。
	販売予定箇所	長野県内のお土産屋
	【食品の場合】 県産品使用の有無など	
添付資料	使用申請の対象物の概要書 使用申請の対象物の見本 会社・団体概要書 ← 左記書類は全て必要となります。 詳細は5ページをご確認ください。	
連絡先	担当者名 営業部 ○○ ○○ 住所 〒 □□□-□□□□ 電話 ○○○-○○-○○○○○ 電子メール ○○○○@	
申請内容の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 ← 申請いただいた内容及び商品の画像について、 ホームページや問い合わせなどに対し、 公開が可能かどうかお選びください。	
備考		

※継続使用の場合は備考欄に使用許諾番号を記載してください。
 ※申請内容の公開が可能な場合、申請内容及び商品の画像を観光誘客課が運営するSNS等でご紹介させていただく場合や、商品に関する問い合わせについて、申請内容を提供させていただきます場合がございます。

2. 申請手続きについて

② 申請に必要な「企画の概要書」について

使用目的など、使用する内容が具体的にわかるものが必要です。
食品へ使用する際は、「食品への使用」(9ページ)をご確認ください。

③ 申請に必要な「対象物の見本」について

商品などの現物が、その写真やイラスト、または商品の仕様書など、「アルクマ」の使用状況が具体的にわかるものが必要です。
また、名称などの表記についても記載位置が確認できるようサンプルの提出をお願いします。

商品

どのような商品になるのか、具体的なイメージがわかるもの
(POP・タグ・台紙等デザインを含む。)を提出してください。
現物を提出できない場合には設計図面等を提出してください。

パッケージ

どこへ、どのような大きさ・色で使用するか明記の上、デザインを提出してください。
(シール・ラベル等を食品に貼り付ける場合はシール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像をつけてください。)

チラシ・ パンフレットなどの 宣伝物

印刷物内のどこへ、どのような大きさ・色で使用するか明記の上、
デザインを提出してください。

動画

どのような動画になるのか、具体的にわかるものを提出してください。

● 「アルクマ」を使用する場合は、「長野県PRキャラクター『アルクマ』」の名称と「許諾番号」を必ず付けてください。

▶▶▶ 公益目的(非営利)の場合

【日本語表記】 長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ

【外国語表記】 Nagano Pref. PR Character, "Arukuma" © Nagano Pref. Arukuma

※公益目的(非営利)の場合、長野県PRキャラクター「アルクマ」の名称を省略できる場合がございます。

▶▶▶ 営利目的の場合

【日本語表記】 長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ ##-○○○○

【外国語表記】 Nagano Pref. PR Character, "Arukuma" © Nagano Pref. Arukuma ##-○○○○

※##は使用許諾の年度となります。

▶▶▶ 記載例

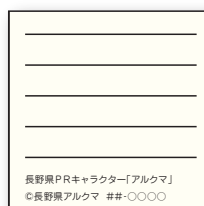
公益目的の 場合



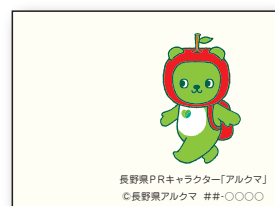
長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

営利目的の 場合

タグ等に記載する



パッケージ自体に記載する



・同一申請内において、複数箇所使用する場合、メインとなる箇所に名称および許諾番号を記載してください。その他の箇所は省略可とします。

2. 申請手続きについて

● 変更申請書の記入例

許諾後にデザインや種類を増やしたい場合や、新規に販促物(広告、チラシ、POPなど)を製作する場合など、申請内容を変更する場合には変更申請が必要です。

様式第2号

長野県PRキャラクター「アルクマ」使用変更申請書



年 月 日

長野県知事 様

申請者 所在地
団体名
代表者

年 月 日付許諾番号第 ー 号で許諾を受け付けた内容について、
下記のとおり変更したいので申請します。

記

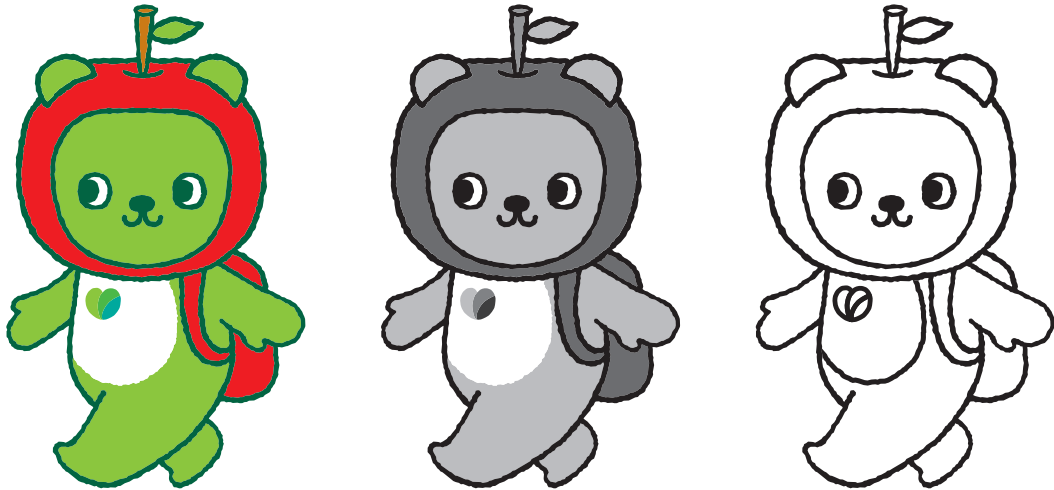
項目	変更前	変更後
対象物の詳細 単価 数量	500円(550円) 3,000個  <div data-bbox="566 1422 880 1529" style="border: 1px solid green; padding: 5px;">最初に申請をした内容を 記入してください。</div>	450円(495円) 6,000個  <div data-bbox="917 1422 1232 1668" style="border: 1px solid green; padding: 5px;">数量の変更は、数量を記載。 デザインや種類を増やす場合 は、別紙にて、対象物の概要、 見本を添付してください。 販促物も別紙にて、デザイン案 等を添付してください。</div>



















連絡先	担当者名 営業部 ○○ ○○ 住所 〒 □□□-□□□□ 電話 ○○○-○○-○○○○ 電子メール ○○○○@○○○○○.jp
-----	--

3. イラストデザインについて

● 「アルクマ」の色は原則、色指定または単色(1色)およびアウトライン使用とします。

「アルクマ」の色を変更することはできません。色指定通りか、単色(黒1色など)での使用となります。



色 指 定	4C	DIC	モノクロ
ボディ・リンゴの葉・しあわせ信州ロゴ(左パーツ)	 C50・Y100	 DIC2545	 K30
リンゴのヘタ	 M50・Y100・K20	 DIC314	 K50
しあわせ信州ロゴ(センターパーツ)	 C70・Y100	 DIC2551	 K60
リンゴ・リュック	 M100・Y100	 DIC198	 K70
しあわせ信州ロゴ(右パーツ)	 C100・Y50	 DIC2576	 K90
アウトライン(目・鼻・口)	 C100・M60・Y100	 DIC389	 K100

※Kは例です。単色の指定で色%を順守してください。

● 「アルクマ」のデザインは、指定されています。ポーズの変更、目鼻等の位置の変更、色の変更、「アルクマ」のイラストに文字や別のイラストを重ねる等は一部のバージョン以外ではできません。

▶別紙「長野県PRキャラクター『アルクマ』デザインシート」からデザインを選んでご使用ください。

※顔などの部分使用は可能となっております。事前にご相談ください。

※イラストを重ねたり、部分加工が可能な「アルクマ」もあります。

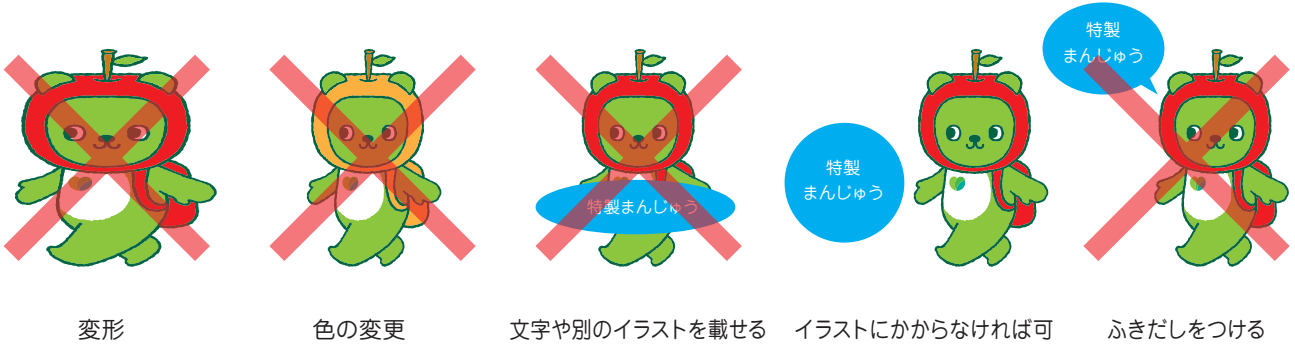
※木に焼印を入れる場合など、デザインシートのデザインをそのまま使用することが困難な場合は、事前にご相談ください。

3. イラストデザインについて

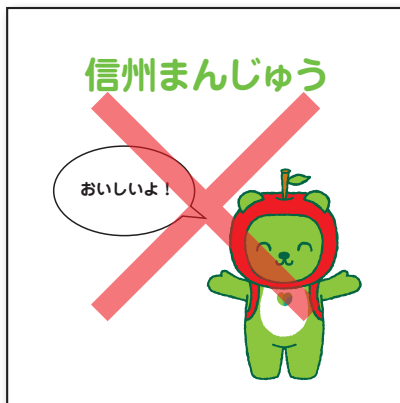
● 不適当な使用方法

以下のような使用はできませんので、ご注意ください。

① 変形・色の変更・加工



② 特定の商品を推奨する



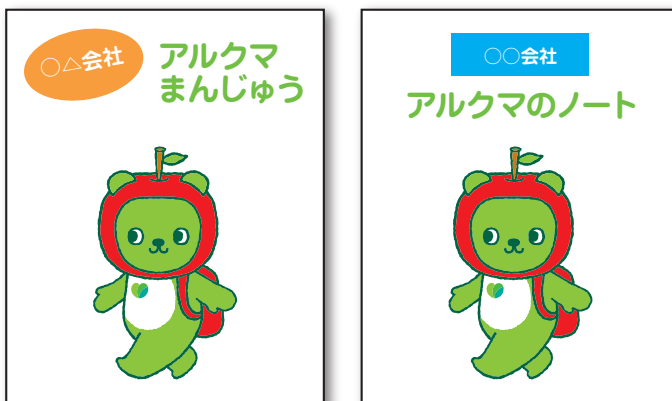
「アルクマ」が特定の商品を薦める様な表現はできません。

③ 特定の企業を推奨する



「アルクマ」が特定の企業名や・商品名を指差したり持ったりすることはできません。

④ 商品名に「アルクマ」の名称を使用する場合



他の商品と判別できるように、企業名などの明記が必要です。また、他の商品と類似する様な場合は、デザインの変更をお願いする場合がございます。

4. 食品への使用について

食品への利用は、長野県内で製造又は販売される場合に限りです。

販売 \ 製造	県内	県外
県内	○	○
県外	○	×

県外製品が長野県産品であるとの誤認または混同を生じさせるおそれがある場合や、長野県が品質を保証しているかのように誤解されるおそれがあるといった場合には、使用を認めないことがあります。

原材料などがわかる商品規格書および県産品の使用、もしくは県内での製造を証明するものを提出してください。通常よりも審査に時間がかかりますので、お早めにご相談ください。

5. Q&A

Q 「アルクマ」を使った商品を作りたいのですが。

A 申請書、デザインシートをダウンロードした後、使用マニュアルに沿って必要書類(①申請書(様式第1号)②企画の概要書③対象物の見本④会社・団体概要書)を提出してください。その後の流れは、書類の確認→修正、調整→許諾→商品の作成となります。

Q 申請を出してからどのくらいで許諾されるの？

A 受付後の審査に2週間程度時間がかかります。修正等がある場合は更に時間がかかることがあるので余裕を持って申請してください。

Q 商品に「アルクマ」の写真は使えますか。

A 原則として写真を商品に使用することはできません。

Q チームのユニフォームに「アルクマ」を使いたい！

A チームのキャラクターと誤解されないよう、「長野県PRキャラクター『アルクマ』」の表記をしっかりと入れてください。通常の商品と同様の手続きをいただき、許諾された場合ご使用いただけます。

Q ひとつの商品に数種類の「アルクマ」を使いたい！申請はイラストごとに必要？

A 商品ごとの申請になるため、1申請で数種類の「アルクマ」をご使用いただけます。

Q 実際の商品見本を提出するのが難しい。

A まずは対象物の見本でデザインの確認をさせていただきます。問題ない場合は使用を許諾し、許諾後に完成品をご提出いただけます。対象物の見本と大きく異なる場合使用許諾を取り消す場合がございます。

Q 「アルクマ」を使った商品の広告を出したい！勝手に出してもいいの？？

A 使用変更申請書(様式第2号)の提出が必要です。広告のデザインを確認させていただき、問題ない場合のみご使用いただけます。

Q ガイドブックや旅行パンフレットの制作を委託されている場合、「アルクマ」の申請は制作会社名でよいのか。

A 委託元となる出版社、旅行事業者からの申請が必要となります。

Q 会社の資料に「アルクマ」を使いたい。

A 会社のキャラクターと誤解されないよう、「長野県PRキャラクター『アルクマ』」の表記をしっかりと入れてください。また、使用する資料の確認も必要となります。

Q 商品名に「アルクマ」と入れたいが可能か。

A 可能です。ただし、他の商品と判別できるよう社名・団体名(ロゴでも可)を商品名の近くに入れてください。

Q 「アルクマおすすめ!!」などの表現をしたい。

A 「アルクマ」が特定の商品や企業・団体を薦めるような表現はできません。また、イラストの近くにふきだしを入れることもできません。(「アルクマ」が喋るかのような誤解を招くため。)





問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県観光スポーツ部観光誘客課観光振興担当
TEL : 026-235-7253 FAX : 026-235-7257 E-mail : arukuma@pref.nagano.lg.jp